

市県民税申告受付日程

とき		受付会場	
2月	16(火)	9時～16時 総合市民会館 ※ 2月23日(火)は税の無料相談日です。 中国税理士会から派遣された税理士に、 無料で相談を受けてもらえます。 ※ 2月20日(土)、21日(日)は休日ですが 申告の受け付けを行います。	
	17(水)		
	18(木)		
	19(金)		
	20(土)		
	21(日)	9時～12時	
	22(月)	9時～16時 ※「ご注意ください」 総合市民会館の開場は、8時を予定して います。寒さ厳しい時期ですので、早く 来て戸外で待つのはお控えください。	
	23(火)		
	24(水)	9時～12時	
3月	25(木)	9時～16時 コミュニティサロン玖波	
	26(金)	9時～12時	
	29(月)	10時15分～12時	阿多田島漁協 ※ 阿多田地区の方のみ対象です。
		10時～12時	松ヶ原集会所
	1(火)	10時30分～15時	農林振興センター
	2(水)	9時～16時 市役所(3階)	
	3(木)		
	4(金)		
	7(月)		
	8(火)		
9(水)			
10(木)			
11(金)			
14(月)			
15(火)	9時～12時		

○申告書は自分で記入し、郵送することもできます。
○申告書類は申告会場と市民税務課にあります。



申告受付期間は2月16日(火)～3月15日(火)
**申告は
早めの事前準備を**

問い合わせ 市民税務課 ☎ 2128

市県民税の申告時期になりました。
平成28年1月1日現在で市内在住の方を対象に、申告の受け付け
をします。申告が必要な方は、申告期間中に申告をしてください。
また、申告の内容によっては所得税および復興特別所得税の確定
申告が必要となり、市の会場で受け付けができない場合もありま
す。(例：青色申告や分離課税所得など)
※ 申告会場は混雑し、待ち時間が長くなる場合があります。



- 税務署から送付された申告書類や案内など
- 公的年金源泉徴収票
- 給与などの源泉徴収票
- 生命保険の満期返戻金(一時金)や個人年金などを受け取った方は、その受取通知書や支払明細書など
- 医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書
- ※ 人ごと、医療機関別にまとめ、計算しておいてください。
- 事業所得や不動産所得などがある場合は、収支内訳書
- ※ 用紙は会場にあります。収入・支出に関する帳簿や領収書などを整理し、準備しておいてください。
- 生命保険料や地震保険料の控除証明書
- 国民健康保険料や介護保険料などの社会保険料の納付確認書や領収書
- ※ 大竹市に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料(いずれも年金からの天引き分を除くものが記載)の納付確認書は1月下旬に送付しています。
- 国民年金保険料控除証明書など
- 配偶者や扶養親族を控除対象とする場合は、その方の収入金額がわかるもの

- 控除などの対象になる寄附金を申告する場合は、受領証や振込票の控えなど確認ができる書類
- 本人名義の口座番号などがわかるもの
- ※ 所得税および復興特別所得税が還付になる場合に必要です。
- 印鑑 など

2/23 税の無料相談

税理士記念日行事として、中国税理士会が、無料の相談会を行います。

とき 2月23日(火) 9時～16時
ところ 総合市民会館(2階)



申告が必要かどうかなど、詳しくは市広報1月号および市ホームページに掲載しています。
※ 確定申告の結果によっては、所得税および復興特別所得税が納付または還付になる場合があります。その内容は平成28年度の市県民税額に反映されます。申告の要否に迷う場合は、各会場で相談してください。